

丹後震災記念館の内部公開に関する内規

令和 7 年 5 月 3 0 日

教育委員会事務局文化財保存活用課

平成 23 年度丹後震災記念館耐震診断調査業務により耐震性能不足（Is 値 0.17）と診断され、平成 24 年 4 月より内部への立入を禁じている丹後震災記念館について、対象となるイベント等の事業が次に掲げた内容をすべて満たすことを条件とし、内部への特別な立入の可否を判断するものとする。

ただし、京丹後市もしくは京丹後市教育委員会（以下、本市とする。）による日常の維持管理・点検・修繕・工事等での内部への立入はこの限りでない。

1. 事業目的

- (1) 令和 6 年度に丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会が取りまとめた「丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書」に示す方策を目的とした事業であること。
- (2) 1- (1) において、保存方法Ⅱ建物調査に掲げる調査①から⑤のいずれかを主目的とすることを必須とする。
- (3) 機運醸成の方策③見学会の開催等の方策において一般参加者が見学に入る場合においても、1- (2) による調査を主目的とした事業に限る。

2. 事業対象者

- (1) 本市または本市が設置する委員会等組織が実施する事業を対象とする。
- (2) 2- (1) によらない外部団体等による実施事業については、当該事業を主催する者から同施設を所管する京丹後市教育委員会に申請を行い、本内規に基づき許可を受けたものに限り内部への特別な立入を許可するものとする。
- (3) 2- (2) による事業の場合、別途、行政財産の目的外使用に該当するか確認の上、その許可も受ける必要があることに留意すること。
- (4) 2- (2) における外部団体とは、地方公共団体のほか、大学教授や専門家等で組織する団体等、1- (2) における調査目的を遂行できる組織とする。
- (5) 丹後震災記念館の内部立入にあたっては、京丹後市教育委員会職員の立会を必須とし、特に 2- (2) における事業においては、京丹後市教育委員会と調整の上で職員立会が可能な日時を設定すること。

3. 日時・人数・行動制限

- (1) 内部への立入は日時を一時的なものに制限し、1 回の立入時間は 1 時間以内とする。
- (2) 事業の遅延等により内部の立入時間が 1 時間を超える場合にあっては、途中で切り上げ、1 時間以内に全員内部から退出すること。
- (3) 1 回の立入可能人数は、案内を行うスタッフ等も含め 15 人以内とする。

- (4) 参加者が3-(3)の人数を超える場合は、15人以内の複数班に分け、交代で立ち入るものとする。
- (5) 傷病・障害等により非常時における自力での即座の移動が困難な場合、人命のリスクを考え、内部への立入を不可とする。
- (6) 事業対象者は事前に内部へ立ち入る人数を把握し、2-(2)により外部団体が申請を行い実施する場合においても必ず事前申込制とし人数を京丹後市教育委員会に報告の上、必要なスタッフ数を確保し3-(4)による班分けを行う等の対策を講じること。
- (7) 内部への立入に際して、自由見学は不可とし、常にグループ行動をとりスタッフが誘導するものとする。
- (8) 3-(7)において、スタッフは人数が揃っているか常時確認し、離脱者がある場合は直ちにグループへ呼び戻すか建物外部へ誘導し待機させること。

4. 気象制限

- (1) 建物に大きな荷重がかかる冬季の積雪期間、大雨等の注意報・警報発令時は、人命のリスクが高まるため、内部への立入を不可とする。
- (2) 2の内容により内部への立入を予定もしくは許可を受けていた場合においても、実施当日において4-(1)の状況であれば内部への立入は中止とすること。

5. 設備・装備

- (1) 内部へ立ち入る者は、全員ヘルメットの着用を必須とする。
- (2) 内部の危険箇所は事業対象者において把握し、柵・ロープ・看板等によって事前に当該箇所への侵入禁止の策を講じておくこと。
- (3) 地震発生時に一時的に身を隠し安全を確保できるよう、立入ルート上の要所に机等の什器を確保しておくこと。
- (4) 建物内や外周部を問わず開放できる建具はすべて開放しておき、非常時の避難を妨げないよう工夫しておくこと。

6. 非常時の対応

- (1) 事業対象者は、事前に非常時の避難対策（避難経路・誘導方法等）を取りまとめておくこと。
- (2) 2-(2)により外部団体が事業を行う場合、事前に非常時の避難対策（避難経路・誘導方法等）を京丹後市教育委員会と協議し取りまとめ、申請を行う際に添付資料としてこれを付すること。
- (3) 事業対象者は、内部への立入を行う前に参加者全員に建物の危険性や非常時の避難対策等について十分に説明を行い周知すること。
- (4) 事業対象者は、非常時に対応可能な数のスタッフを用意し、非常時にはスタッフが避難誘導を行うこと。

7. 責任

- (1) 事業対象者は、丹後震災記念館が耐震性能不足の危険な建物であることを十分承知の上、内部に立ち入る事業を行う際は適切な保険に加入し、万が一の事態に人災が発生した場合に責任を負う。
- (2) 事業対象者は、丹後震災記念館が京都府指定文化財であることを十分承知の上、建物をき損、あるいは設備等を物損した場合において責任を負う。

8. その他

- (1) 丹後震災記念館と同年竣工で耐震性能算出不能の峰山小学校旧本館（教育委員会事務局教育総務課所管）の内部公開の可否についても、本内規に準ずるものとする。

【参考】丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書（該当ページ抜粋）

（2）機運醸成について

丹後震災記念館の耐震化・利活用を進める場合、パブリックミーティングの意見にあるとおり、市民の理解を得て、機運醸成を図ることは、大前提として必要不可欠である。まずは、100年前に丹後震災があり甚大な被害を生じたこと、まもなく震災から100年を迎えること、それにあたって今後のまちの防災をどうするのか、という大きな枠組みで、震災100年以降も継続して機運醸成を図ることが大切となる。その中の一つのシンボルとして丹後震災記念館という、全国からの義捐金で建てられた大切な財産があるということをも多くの市民に知ってもらえる機会を創出することが必要である。

方策① 市民講座の開催	
実現性	高
コスト	中
効果	高
防災、丹後震災等について認識を深められるよう、行政や専門家による講演会・出前講座・セミナーなどを開催するもの。展示会や見学会と抱き合わせることで実現性が高まる。 講師に講演等をいただく場合に、講師謝金等の予算が必要。 実際に防災を担っている行政、震災等に詳しい専門家などの話を聞き、意見交換等を行うことで、参加する市民に丹後震災について知ってもらい、防災意識を高めてもらうことができる。	
方策② 展示会の開催	
実現性	高
コスト	低
効果	高
丹後震災に関する資料や写真等の展示を行うもの。例年、京丹後市立丹後古代の里資料館で3月前後に行っている丹後震災の企画展示、峰山地域公民館で3月7日前後の約1週間開催している震災記念展を継続・発展させる。既にこれより実施中のものも多く、実現性は高い。市民講座や見学会と抱き合わせることで実現性が高まる。 市が所有している資料や写真の展示を行っており、必要経費は少ない。他館から資料を借りる際には借用にかかる経費が発生する。 実物の被災資料や、被災状況等を写した写真、震災からの復興に関する行政資料などを見ることができ、震災の記憶や教訓を感じ取ることができる。	
方策③ 見学会の開催	
実現性	高
コスト	中
効果	高
丹後震災や北但馬地震の後に建てられた慰霊碑が市内には数多くありそうしたものを巡る、あるいは郷村断層や震災復興建築を案内するもの。市民講座や展示会と抱き合わせることで実現性が高まる。 講師に案内を依頼する場合には、講師謝金等の予算が必要。 展示会と同じく、実際のモノを見ることで、震災の記憶や教訓を直に感じ取ることができる。	
方策④ 丹後震災記念館の価値の再評価及び保存活用の必要性整理	
実現性	高
コスト	中
効果	高
丹後震災記念館の価値を今の目録で改めて評価するとともに、市内に数多くある文化財、震災関連遺構・資料の中で、丹後震災記念館の保存活用の必要性を明確に整理するもの。パンフレット等紙媒体を作成する。もしくは京丹後歴史文化めぐりマップのようなウェブ媒体を利用して発信する方法を取れる点で実現性は高い。 パンフレット等紙媒体を作成する場合には印刷製本費が必要となる。ウェブ媒体を活用する場合には経費をかけずに済む。 丹後震災記念館は竣工から95年が経つ中で、図書館や中央公民館、練成道場として活用され、近年は立入禁止となっている背景から、震災の記憶を継承する施設としての価値が不透明になってきており、改めて丹後震災記念館が建てられた当初の意義を整理し直すことができる。	

《Ⅱ. 建物調査》

建物の保存や今後の利活用につなげるために必要な調査があり、考え得るものを列記する。

調査① 耐震診断調査	
必要性	高
平成23年度に耐震診断調査を実施しているが、既に10年以上が経過し、建物の状況も大きく変わっている中で、耐震補強を行う場合に改めての耐震診断調査が必要となる。平成23年度の調査は、厳しく捉えると建物は駄目だという大前提に立った診断書であり、建物の保存活用を考える場合、熟す前提での診断調査が必要となる。	
調査② 地盤調査	
必要性	高
丹後震災記念館は丘の上に建っており、当該丘陵が地盤的に大丈夫か、例えば免震構造にしたときの基礎がしっかり建つのか、耐震化・免震化にあたって地盤の調査が必要。耐震診断のための判断材料となる。	
調査③ 劣化度・補修方法調査	
必要性	高
建物を耐震補強する場合に、指定文化財のBC建物である丹後震災記念館に対して、どのような補修が可能なのか具体的に調べる調査が必要。建物をどのように活用するかによって補修方法が変わるため、利活用のあり方が定まった上で調査が必要。建物の劣化状況調べ、生かせる部分と入れ替えが必要な部分などの識別を行うことも重要。	
調査④ 当初設計調査	
必要性	中
京都府指定文化財として、建築当初の姿を知るべく、現在残っている資料（当初設計図書、昭和6年青焼き図面等）から、残存しない建築当初の図面を可能な限り復元するもの。	
調査⑤ 概算調査	
必要性	高
建物の利活用のあり方やそれに必要な補修方法などが一定明らかになった上で、それらにかかる概算を算出するもの。クラウドファンディング等を実施するにあたって事前に概算を把握することが必要不可欠。	

なお、現状の平面図・立面図・断面図・伏図等は、平成23年度耐震診断調査において既に作成されており、これらについてはデータの再利用が可能である。

各調査の流れとしては、

- （1）調査②：地盤調査、調査③：劣化度・補修方法調査を行い、地盤の耐力や各部の劣化状況・補修方法を検討。
- （2）各部の補修により建物の健全性がどの程度回復するか（1）で検討した上で、調査①：耐震診断調査を実施。
- （3）上記（1）・（2）を受けて、保存活用のあり方が定まった上で、調査⑤：概算調査。というスケジュールが想定される。